



新型コロナウイルス感染症対策
に取り組む飲食店を認証します

安全・安心 認証制度

新型コロナウイルス感染症対策推進



市内の飲食店が対象です！！

※テイクアウト専門店およびバー・キャバレー等の接待を伴う飲食店は対象外です。

▼認証ポイント

1. **来訪者への感染予防** 入口での消毒、順番待ちで距離を保つなど
2. **食事での感染予防** グループ間の距離、個別トングの用意など
3. **従業員の感染予防** マスク等の着用、定期的な検温・消毒など
4. **施設の衛生管理** 換気、ドアノブ等接触部の定期的な消毒など
5. **感染者発生への備え** LINE身守りシステムの導入、情報提供など

申請
問合せ

浜松市 観光・シティプロモーション課
〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
電話0120-368-567（平日 8:30～17:15）

裏面へ

Q.認証制度とはどのようなもの？

A.市民の皆様が安心して飲食店を利用できるよう、3密対策に取り組む飲食店を認証します。

※この認証制度は、飲食スペースを有する飲食店が対象となります。

申請

申請方法は、2通りです
①郵送 ②WEB



現地調査

必ず、現地調査を実施し、
チェック内容の確認をします。



認証

チェック項目をクリアした店舗は、
認証が受けられます。
感染予防対策を
実行します。



はままつ安全・安心な飲食店認証制度 安全・安心認証店舗 ステッカー

認証店舗に2枚ずつ配布いたします。
店舗の入口や受付など、見やすい位置に掲示してください。

Q.どのような店舗が対象になりますか？

A.認証制度の対象となるのは、**飲食業**に従事する事業者（食品衛生法第52条第1項に規定する許可を受けただのもの）となります。ただし、バー・キャバレー等の接待を伴う飲食店やテイクアウト専門店は対象外となります。

Q.申請書類や申請方法はどのようにすればよいですか？

A.密集・密接を避けるため、**郵送**または**WEB**で申請を受け付けています。必要書類はWEBからダウンロードしてください。ご質問等はお電話にてお問い合わせください。浜松市産業部観光シティプロモーション課 0120-368-567

Q.申請してどれくらいで認証されますか？また、有効期限はありますか？

A.現地調査で問題がなければ、その場で認証ステッカーをお渡しします。また、この認証は1年間有効です。継続して使用するためには、有効期限の2か月前までに再度申請が必要です。

Q.チェック項目をクリアするためには、設備改修が必要です。補助金はありますか？

A.浜松市の「3密対策補助金※₁」や「天竜材活用事業※₂」などが利用できます。（※1と※2の併用不可）

Q.現地調査はどのようなものですか？

A.チェック項目を確認するため、必ず現場調査を行います。
土日を含めた10時～18時の間に30分程度、調査員が訪問します。
（事前予約が必要）Zoomを利用した「オンライン調査」も可能です。



申請書や
申請案内は
こちらから

詳細については市役所HPに記載しておりますので、申請前に必ずご一読ください。
その他、ご不明点等ございましたらお気軽にご相談ください。